

## 史跡若松城跡二ノ丸周辺紅葉ライトアップ業務委託プロポーザル募集要項

### 1 事業概要

#### (1) 業務名

史跡若松城跡二ノ丸丸周辺紅葉ライトアップ業務

#### (2) 業務の目的

史跡若松城跡の二ノ丸芝生広場及びその周辺を紅葉の時期に合わせてライトアップにて演出し、本丸周辺ライトアップとは異なる新たな魅力の創出によって、観光振興に寄与するとともに、訪れた市民や観光客の史跡若松城跡への理解と親しみを向上させることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

別紙「史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託要求水準書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和3年12月20日まで

#### (5) 業務にかかる委託料限度額

1, 500千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 2 プロポーザルを適用する理由及び効果

本事業は、史跡若松城跡の魅力向上による観光誘客という目的のため、単に経費的な点だけでなく、投光によるイメージ演出をはじめ、投光器の数、形状、性能、配置等について高い専門性が必要とされる事業である。そのため、民間事業者の自由で優れた知見を活用することにより、より効果的な事業実施が見込まれることから、広く提案を公募するプロポーザル方式により事業者選定を実施する。

### 3 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他者と資本関係（親会社・子会社の関係）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。

(5)会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。

(6)前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

#### 4 スケジュール

日程	時間	内容
7月26日（月）		公募開始（公告日）
8月13日（金）	17時15分	質問書の受付締め切り
8月17日（火）	17時15分	参加意向申出書の提出締め切り
8月23日（月）		企画提案書の提出締め切り
8月25日（水）	後日通知	選考委員会・審査結果の通知
8月末		契約締結日（予定）

#### 5 募集要項等の入手方法

募集要項及び各種様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手できるものとする。なお、郵送等による配布は行わないものとする。

（掲載場所）

トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）

>各分野のページ 3. 公募（プロポーザル方式等）

#### 6 質問の受付

本募集要項等に関する質問は、次の通り受け付ける。

##### (1) 提出期限

令和3年8月13日（金） 午後5時15分必着

##### (2) 提出先

会津若松市観光商工部観光課

電話：0242-39-1251 FAX：0242-39-1433

電子メール：kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

##### (3) 提出方法

質問書（第2号様式）によりFAXまたは電子メール（様式添付）で提出すること。

送信後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、直接窓口を持参の場合は受理しない。

#### (4)回答方法

質問書への回答については、随時行う。なお、質問者にはファクシミリまたは電子メールで回答することとし、併せてその内容についてホームページに掲載する。

### 7 参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法

#### (1)参加意向申出の期限

令和3年8月17日（火）午後5時15分必着

#### (2)提出先

会津若松市観光商工部観光課 ※6の(2)参照

#### (3)提出方法

参加申出書（第3号様式）を上記(2)へ、FAX、電子メール、または郵送によること。

※FAX、電子メールによる場合は、送信後、電話で着信を確認すること。

※提出先へ直接持参した場合は受理しない。

#### (4)辞退方法

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（第4号様式）をFAX、電子メール、郵送、または持参により、(4)の提出先へ提出すること。

### 8 企画提案書の提出及び作成方法

#### (1)提出期限

令和3年8月23日（月）までに会津若松郵便局に必着のこと。

#### (2)提出方法

①会津若松郵便局留の一般書留または簡易書留郵便によること。

②郵便局の郵便窓口への差し出しは、令和3年8月13日（金）以降に行うこと。

※会津若松郵便局に到着後10日を過ぎると差出人に返送されるため、十分留意のうえ差し出すこと。

※その他の方法（持参、普通郵便、FAXまたは電子メール）による提出は受け付けない。

#### (2)提出書類

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| (様式1)  | 表題（1枚）            |
| (様式2)  | 会社概要（1枚）          |
| (様式3)  | 業務実施体制（1枚）        |
| (様式4)  | 類似業務の実績（1枚）       |
| (様式5)  | 業務に対する基本的な考え方（1枚） |
| (様式6)  | 企画案（10枚以内）        |
| (任意様式) | 全体工程表、見積明細書（各1枚）  |

(3) 提出部数 8部

(正本1部、副本7部。正本に押印し、副本はその写しを可とする)

(6) 提出先 (あて先)

別紙「提案提出用封筒の作成方法」のとおりとする。

(7) 作成上の注意点

- ① 事業終了期間を令和3年12月20日(月)として作成すること。
- ② 提案書の様式1から様式5はA4判縦、左綴じ、片面、横書き、文字は11ポイント以上とすること。
- ③ 提案書の様式6はA3判横、左綴じ、片面、横書き、文字は11ポイント以上とすること。
- ④ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ること。
- ⑤ 提案書の内容に未提出部分や記載漏れがある場合、その項目は0点とする。

9 提出資料の取り扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

10 審査方法

審査は提案書及び提案者へのヒアリングによるものとし、対面により実施するが、提案者が希望する場合はWeb会議システムを活用して実施する。

(1) 審査方法

選定に係る審査は、市が依頼した5名の選考委員により組織された選考委員会(以下「委員会」という。)が別紙「史跡若松城跡二ノ丸周辺紅葉ライトアップ業務委託プロポーザル企画提案審査基準」に基づき行うものとする。

- ① 提出書類及び提案者へのヒアリングにより、委員会が審査項目について審査を行う。
- ② 審査基準をもとに100点満点で審査し、本業務に適した提案者を選定する。

※Web会議システムを活用した審査の場合

1-Web会議システムで対応可能なものは、次の通りとし、いずれも市からの招待、通知することで接続する。提案者は参加意向申出書の提出により、Web会議システムによる審査希望であることと使用するアプリの名称を市に通知すること。

・Zoom ・Skype

2-Web会議システムの接続テストは、令和3年8月24日（火）に行う。

3-審査当日割り振られた開始時間の3分前にビデオ会議を接続し、定刻に合わせてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 予定期日

令和3年8月25日（水） ※審査時間は後日連絡する。（5）の②参照。

(4) 場所

会津若松市役所本庁舎南側3階会議室

※Web会議システムによる審査の場合、場所の指定はない。

(5) ヒアリングの方法

- ①ヒアリングには2名までの出席が可能。
- ②ヒアリングの順序については、参加意向申出書の提出順とし、その順番及び時間については、令和3年8月24日（火）に電話及びFAXにて連絡するものとする。
- ③プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明するものとする。
- ④プレゼンテーションの時間は、各団体30分程度（内容説明20分、質疑応答10分程度）とする。
- ⑤ヒアリングの際に企画提案書の内容以外の資料の配布や投影等は禁止する。

11 結果の通知及び公表

審査において選定された提案者名について、参加者全員にファクシミリ及び郵送による文書にて通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、参加者は選考結果について異議、その他の苦情の申出をすることはできないものとする。

12 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 1 「事業概要」に定める委託料の上限額を超える金額による提案
- (2) 3 「参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案
- (3) 7 「参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法」に定める参加意向申出書を提出しなかった者による提案
- (4) 8 「企画提案書の提出及び作成方法」に定める提出期限を過ぎて提出された提案
- (5) 提案書その他提出書類が民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する提案
- (6) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である提案
- (7) 選考委員会の委員に対する働きかけなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- (8) その他本要項に違反すると認められた場合

### 13 契約手続きについて

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

#### (1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、本市が示した要求水準書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

#### (2) 契約手続き

市は、会津若松市財務規則に定める随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。また、契約締結に当たっては、同規則に定める契約保証金を会津若松市に納付しなければならない。ただし、同規則第105条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### (3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、見積書を徴取し決定する。なお見積金額は委託料上限額を超えないものとする。

### 14 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 会津若松市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあつては、使用印鑑登録印を使用し、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。
- (5) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。
- (6) ヒアリングの指定された日時は厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は速やかに事務局まで連絡すること。